

新しい知財調停手続の運用開始について

東京地方裁判所知的財産権部プラクティス委員会 判事 柴田 義明

要 約

東京地方裁判所及び大阪地方裁判所は、令和元年10月1日から、知的財産権をめぐる紛争に関し、民事調停法に基づく調停として、知財調停と呼ばれる新しい調停手続の運用を開始することとした。

本稿は、知財調停の特徴や手続の流れ等について御紹介するものである。

目次

- 1 はじめに
- 2 知財調停の特徴
- 3 想定される事例
- 4 手続の流れ
- 5 調停手続とその後の訴訟の関係
- 6 結語

1 はじめに

知財調停は、ビジネスの過程で生じた知的財産権をめぐる紛争について、一定の期日までに提出された資料等に基づき、知財部の裁判官及び知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などから構成された調停委員会が、原則として、3回の調停期日のうちに争点等に関する一定の見解を示すことにより、紛争の簡易・迅速な解決を図る手続である。

2 知財調停の特徴

知財調停は、相手方との取引上の関係も維持しつつ、話し合いにより早期に紛争を解決したいという利用者のニーズを汲み上げるために設けられた調停の一類型であり、現行法の枠内で、訴訟、仮処分にはない特徴を有する第3の紛争解決ツールを提供する司法サービスであり、以下のような特徴を有する。

(1) 知財調停の第1の特徴は、手続の柔軟性である。

知財調停は、話し合いにより紛争を解決するための手続であるが、当事者が解決したい紛争を設定することが可能であり、乗り降り自由な手続であることから、調停手続の中で話し合いにより紛争解決を図ることも、調停委員会の助言等を得て当事者間の自主的交渉に戻

ることも選択することができる。

(2) 知財調停の第2の特徴は、紛争解決の迅速性である。

知財調停は、交渉中の当事者が、合意により、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所に申し立て、第1回調停期日までに両当事者の主張と証拠を提出することを前提とした上で、調停委員会が、原則として、第3回調停期日までに争点について一定の見解を示すことにより、迅速な紛争解決の実現を目指すものである。

なお、調停手続の手数料は通常訴訟の手数料の半額以下であり、調停不成立の場合、申立人がその旨の通知を受けた日から2週間以内に調停の目的となった請求について訴えを提起したときは、手数料の引継ぎが可能であることから、紛争解決のコストを抑えることも可能となる。

(3) 知財調停の第3の特徴は、専門性である。

知財調停は、知財部の裁判官である調停主任1名と、知財事件についての経験が豊富な弁護士・弁理士などの調停委員2名から構成される調停委員会により手続が進められるので、その専門性については、訴訟等と遜色ないものということができる。また、裁判所調査官が関与することも可能である。

(4) 知財調停の第4の特徴は、非公開の手続で紛争を解決できることである。

知財調停は、通常の民事調停と同様、申立ての有無も含め、当事者以外の者に手続が公開されることはないため、紛争の存在自体が第三者に認識されることなく、紛争の解決を図ることが可能である。

3 想定される事例

知財調停で取り扱う事件は、基本的には、知的財産権に関する訴訟と同様であり、幅広い範囲の知的財産権に関する紛争をその対象としているが、迅速に合意による解決を目指すという調停手続としての性質上、知財調停に適した事案は、当事者間の交渉中に生じた紛争であり、争点が過度に複雑でないものや、交渉において争点が特定されており、当事者双方が話し合いによる解決を希望している事案である。

具体的には、商標の類否に関する紛争事例、特許権侵害に関する紛争のうち、争点がシンプルであるものの、特許権の帰属に関する紛争、ライセンス料に関する紛争などが考えられるが、これらに限定されるものではない。

4 手続の流れ

東京地方裁判所で想定している知財調停手続の一般的な流れは、以下のようなものである。

(1) 知財調停は、事件の専門性・技術性に照らし、管轄合意に基づき、東京地方裁判所又は大阪地方裁判所が行うこととしている。したがって、紛争当事者が知財調停を利用する場合には、その管轄裁判所を東京又は大阪地方裁判所とすることに合意する旨の管轄合意書を作成することが前提となる。管轄合意書のひな型は後掲のとおりである。

(2) 知財調停の申立てに当たっては、申立ての趣旨及び紛争の要点が記載された調停申立書、管轄合意書を含む附属書類、書証、証拠説明書等を提出することが必要である。申立書の記載例は後掲のとおりである。相手方は、第1回調停期日までに争点について実質的な反論を行い、その主張を裏付ける証拠を提出することとなる。

なお、弁理士が知財調停において代理人となるには、裁判所の許可を要すると解される（民事調停法22条、非訟事件手続法22条1項ただし書）。

(3) 知財調停の第1回調停期日は、現時点においては、申立てから約6週間後を予定している。知財調停は、当事者間に事前に交渉が行われていることが前提となるので、当事者は、第1回調停期日までに、その時点で把握している争点に関する主張、証拠をすべて提出することが期待される。なお、地方に在住する当事者については、テレビ会議などを利用して手続を行うことが可能である。

(4) 調停委員会は、第3回調停期日までに、当事者に対し、争点についての心証や調停による解決可能性等に関し、その見解を原則として口頭で開示することを予定している。調停委員会の見解は、争点についての心証の開示であることが多いと思われるが、事案の複雑性・専門性、立証の困難度、当事者間での話し合いによる解決の可能性なども考慮し、訴訟又は仮処分による解決に適している事案であるなどの見解を開示することもあり得る。このように、第3回調停期日までに調停委員会が争点等に関する一定の見解を示すことにより、当事者は、早期に紛争の客観的な評価を行い、紛争解決のための方針を策定することができる。

(5) 知財調停は、原則として、第3回調停期日までに紛争を解決することを目指している。ただし、当事者は、話し合いを継続するため第3回調停期日以降も協議を続けることも可能であり、また、調停委員会の心証開示を受けて、調停の不成立又は取下げにより、自主的な交渉に戻り又は訴えを提起することもできる。

5 調停手続とその後の訴訟の関係

東京地方裁判所においては、調停が不成立又は取下げとなった後に、調停の目的となった請求について訴えが提起された場合には、調停手続における自由な議論の確保等の観点から、その訴えに係る審理は調停委員会を構成した裁判官が所属する部以外の部の裁判官が担当することを予定している。

6 結語

知財調停は、知的財産権に関するビジネス紛争を簡易・迅速に解決するために設けられた調停の一類型であり、訴訟、仮処分とは異なる特徴を有する第3の紛争解決ツールとして幅広く利用されることが期待される。

知財調停手続を運用する東京及び大阪地方裁判所は、利用者にこの手続を十分に理解していただくため、本年10月1日の運用開始に向け、知財調停手続に関して広く情報提供に努めていきたいと考えている。東京地方裁判所の知財調停手続の審理要領等は、裁判所のウェブサイト（裁判所トップページ→各地の裁判所→東京地方裁判所→裁判手続きを利用する方へ→民事第29部、第40部、第46部、第47部（知的財産権部）→知財調停手続の運用について）に掲載されている。

関係者におかれては、知財調停を知的財産権に関す

る新たな紛争解決ツールとして活用していただければ幸いである。

管轄合意書の記載例

申立人 X 株式会社
相手方 Y 株式会社

管轄合意書

上記当事者間において、別紙調停申立書（案）記載の差止請求権等不存在確認調停申立事件において、その管轄裁判所を東京地方裁判所とすることに合意する。

令和●年●月●日
東京都…
申立人 X 株式会社
同代表者代表取締役 ○○○○
東京都…
申立人代理人弁護士 ●●●● 印
東京都…
相手方 Y 株式会社
同代表者代表取締役 □□□□
東京都…
相手方代理人弁護士 ■■■■ 印

※なお、調停申立書（案）を別紙として付するのではなく、調停で解決しようとする紛争の内容を特定してもよい。

調停申立書の記載例

印紙

調 停 申 立 書

令和●年●月●日

東京地方裁判所 御中
申立人代理人弁護士 A 印

当事者の表示 別紙当事者目録【省略】記載のとおり

差止請求権等不存在確認調停申立事件

調停を求める事項の価額 ○○円
ちょう用印紙額 ○○円
予納郵便切手 ○○円

申立ての趣旨

相手方が、申立人に対し、別紙商品目録【省略】記載の商品につき、別紙商標権目録【省略】記載の商標権に基づく差止請求権及び同商標権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求権を有しないことを確認するとの調停を求める。

紛争の要点

- 1 本件紛争に至った経緯等【省略】
- 2 申立人ロゴと相手方商標が類似しないこと【省略】

証拠方法

甲1号証 本件商品の写真
甲2号証 商標登録原簿
…

附属書類

- 1 申立書副本
- 2 証拠書類写し
- 3 証拠説明書
- 4 委任状
- 5 全部事項証明書（資格証明書）
- 6 管轄合意書

(原稿受領 2019.7.5)